

函館市職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 3 号

函館市職員職名規則の一部を改正する規則

函館市職員職名規則（昭和 3 4 年函館市規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「， 公共施設マネジメント室長」を削り，「保健所次長」の後ろに「， G X 産業創出推進室長」を加える。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。